

建築物として取り扱わないビニールハウスに係る横浜市農政部事務取扱い

ビニールハウスは、原則として建築物として取り扱うことを前提とするが、次のとおり横浜市農政部事務取扱いを定める。

第1 本取扱いにおいて、ビニールハウスとは、土地に定着した工作物で、農作物・園芸作物を栽培するために、骨組みを組み、その上部をビニール（フィルム状のものに限る。）で覆ったものをいう。

第2 以下に適合することを農政部が確認して設置するビニールハウスは、建築物として取り扱わない。

(1) 「園芸用施設安全構造基準(暫定基準)」、「園芸用鉄骨補強パイプハウス安全構造指針」若しくは「地中押し込み式パイプハウス安全構造指針」（以下、「三基準等」という。）に基づいて設置したもの、又は一般社団法人日本施設園芸協会による診断を受けたものとし、施設所有者は、三基準等に基づき施設の保守管理を行うとともに、次のどちらかを施設入り口に掲示する。

ア 一般社団法人日本施設園芸協会が定めた三基準等に基づき設置したものは、設置業者により三基準等に基づき設置したことに関する説明文

イ 一般社団法人日本施設園芸協会による診断を受けたものは、その診断書等

(2) 適用範囲は、次のとおりとする。

ア 市街化調整区域又は生産緑地の農地に立地しているもの

イ 骨組みの上部を覆ったビニール（フィルム状のものに限る。）が容易に脱着できるもの ※1、2

ウ 不特定多数が利用しないもの

エ 最高の高さが8 mを超えないもの

オ 一体的に利用されている部分の地面への水平投影面積が5,000 m²以下のもの

カ 最高限第1種高度地区の制限に適合するもの

(3) その他

本取扱いを見直す場合は、本市建築局建築企画課と協議することとする。

なお、この取扱いの運用に当たっては、本市建築局と十分に連携を密にして行うものとする。

第3 ビニールハウスのうち、第2に該当しないものは、建築物として取り扱う。

※1 ビニールは、フィルム状であればその厚さや軟質、硬質を問わない（一般的な農業用

ビニールフィルムの規格品は、0.05～0.15mm 程度)。

透過率に関しては、キノコ栽培や育苗等の栽培上、遮へいが必要な場合は、不透明なものを可とする。

※2 「容易に脱着できる」とは、簡易な工具を用いた手作業でビニールが脱着できるもので、例えば、スプリング、ビス等で留められたものとする。

施行日 この取扱いは、令和5年6月1日から施行する。